

昭島都市計画区域内における都市計画道路に関する

都市計画法第53条第1項の許可取扱基準の運用指針

- 1 昭島都市計画区域内における都市計画道路に関する都市計画法第53条第1項の許可取扱基準（以下「基準」という。）の各事項は、都市計画法及び建築基準法に依拠しているため、両方の規定に照らして、次により運用する。
 - （1）基準2に規定する「階数」、「高さ」及び「地階」の定義については、建築基準法施行令第1条及び第2条に定めるところによるものとする。
 - （2）基準3に規定する「その他これらに類する構造」は、壁式サーモコン造、壁式プレキャスト・コンクリート造、ALCパネル構造とする。
- 2 基準4に規定する「将来において、都市計画道路区域内に存する部分を分離することができるよう、設計上の配慮」は、分離後も、継続的な使用を可能とする設計（切り取った後も、道路への出入りが可能となる構造とするなど）を行うものとする。
- 3 許可の申請に当たっては、都市計画法施行規則第39条に定める許可申請書（別記様式第10）を提出させるものとする。